下呂市告示第 218 号

市道の認定に関する告示

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は令和2年12月3日から2週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月3日

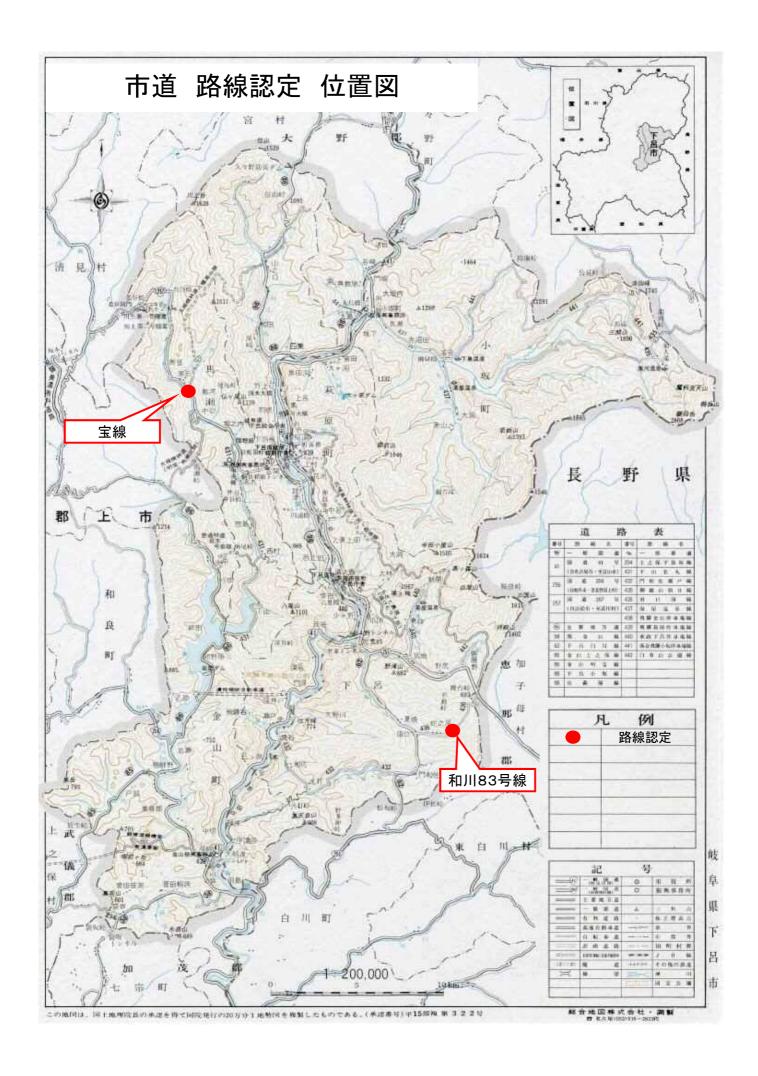
下呂市長 山 内 登

別表

縦 覧 個 所	閲覧時間	備考
下呂総合庁舎 建設部 建設総務課	午前8時30分から午後5時まで 但し、土日祭日除く	

記

	路線名	起点終点	重要な経過地
1	和川 83 号線	下呂市蛇之尾字丸尾山 847番3地先から 下呂市蛇之尾字枝ヶ洞 962番8地先まで	
2	宝線	下呂市馬瀬黒石字下モ垣内 241 番 4 地先から 下呂市馬瀬黒石字タカラ 1278 番 4 地先まで	



路線認定



路線名	和川83号線	幅員	5.0m
起点下呂市蛇	之尾字丸尾山847番3地先から 之尾字枝ヶ洞962番8地先まで	延長	195.0m
終点 下呂市蛇認定理由	道路改良に伴い道路を市道認定するもの。		
A	高瀬鐵工上原工場	般県では、一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一	

路線認定



	起点側		於 思惻
路線名	宝線	幅員	5.0m
起 点 下呂市馬 終 点 下呂市馬 認 定 理 由	類黒石字下モ垣内241番4地先から	延長	422.5m
終点 下呂市馬	頼黒石字タカラ1278番4地先まで 道路改良に伴い道路を市道認定するもの。	~ X	122.0111
至高山	号 ペス		至萩原